

平成 2 9 年

第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会

会 議 録

平成 2 9 年 8 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会
臨 時 会

8 月 3 日 (木曜日)

出席議員 (12 名)

1 番 合川 哲夫議員	2 番 松本ゆき子議員
3 番 田中千代子議員	5 番 ひはら省吾議員
6 番 中嶋 博幸議員	7 番 折田眞知子議員
8 番 嘉倉 治議員	9 番 清水 浩議員
10 番 峰岸 茂議員	11 番 山口 和彦議員
12 番 原島 幸次議員	13 番 宮野 亨議員

欠席議員 (1 名)

14 番 澤本 幹男議員

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	山本 淳史君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	久保嶋光浩君
奥多摩町住民課長	原島 滋隆君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	田中 昭二君
管理係長	天野 博明君
庶務係長	乙訓 茂君

平成29年第1回西秋川衛生組合議会臨時会議事日程

平成29年8月3日（木）午後3時00分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		議長の選挙
日程第 6	専決第 2 号	専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 7	専決第 3 号	専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 8	専決第 4 号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 9	議案第 5 号	西秋川衛生組合監査委員の選任について

午後 3 時 0 3 分 開会・開議

○事務局長（古山 尚志君） 会議に先立ちまして事務局より申し上げます。

澤本議員さんより、欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。

それでは会議にあたりまして議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、副議長が議長の職務を行うこととなっております。

原島副議長さん、議長席へお願いいたします。

（原島副議長 議長席着席）

○副議長（原島 幸次議員） 皆様、こんにちは。副議長の原島幸次でございます。

本日招集されました平成 29 年第 1 回臨時会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま事務局長より説明のとおり、私が議長選挙までの限られた時間ではございますが、議長の職務を遂行させていただきますので、議員皆様各位の御協力をいただきまして、任務を果たしたいと存じます。

何とぞ格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○副議長（原島 幸次議員） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 3 条の規定により、お配りした議席表のとおり指定いたします。

議席が決まりましたので、議席番号札を立てていただくようお願い申し上げます。

————— ◇ —————

○副議長（原島 幸次議員） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 79 条の規定により、13 番宮野亨議員及び 1 番合川哲夫議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○副議長（原島 幸次議員） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(原島 幸次議員) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

————— ◇ —————

○副議長(原島 幸次議員) 日程第 4、諸般の報告をいたします。

議会の閉会中の辞職許可につきましては、西秋川衛生組合議会会議規則に基づき報告を行います。

清水満男議員、中村賢次議員から平成 29 年 5 月 10 日付けで辞職願が提出され、平成 29 年 5 月 10 日に許可しています。

————— ◇ —————

○副議長(原島 幸次議員) 次に管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。管理者。

○管理者(澤井 敏和君) 改めましてこんにちは。

本日ここに平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会を開催するに当たり、御挨拶を申し上げます。

8 月を迎え、いよいよ本格的な夏のシーズンとなりました。議員各位におかれましては、公私ともに大変御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

また、新たに御就任されました議員の皆様方には、今後とも当組合圏域の住民のために御指導と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会は議長を選出する重要な議会でございます。その他、専決処分の報告及び承認、並びに、監査委員の選任についても御同意をいただきたく御提案をしているところでございます。内容につきましては順次御説明を申し上げますが、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、汚泥再処理センター整備の工事の進捗状況について御報告を申し上げます。本整備工事はし尿処理を継続しながら平成 28 年度から 30 年度、3 カ年で新施設の

建設から既存施設の解体までを完了するという工事で、クボタ環境サービス株式会社と請負契約を結んでおりますが、平成 28 年度は機器類を工場で作製し、完了した機器の出来高検査を実施したところ、執行見込額を満たしておりました。平成 29 年度からは新施設本体の土工事を実施しておりますが、掘削工事の際、旧設備の基礎や使用中の配管等が支障となり、当初の計画工程に遅れが生じてきていますが、作業を見直すことで、平成 30 年度末までの完成に向け、現在、急ピッチで作業が行われております。組合としては、最後まで事故を起こさぬよう最善の注意を払い、安心安全を第一に整備工事を進めるよう、請負業者には指導して参る所存でございます。

また、進捗状況につきましては、逐次組合議会へ報告をしていくことを申し上げ、簡単ではございますが、挨拶及び近況の報告とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。



○副議長（原島 幸次議員） 日程第 5、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原島 幸次議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原島 幸次議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

議長に 3 番田中千代子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田中千代子議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（原島 幸次議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番田中千代子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田中千代子議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて選挙を終わります。

ただいま新しい議長が決まりましたので、私の職務は無事終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

それでは田中千代子議長、議長席におきまして就任の御挨拶をお願いいたします。

（田中千代子議員 議長席・着席）

○議長（田中千代子議員） ただいま皆様の御推挙をいただきまして、西秋川衛生組合議会議長の職に就かせていただくことになりましたあきる野市議会の田中千代子でございます。

私は6年前に当組合の議員を務めさせていただきました。そのときは、ちょうど奥多摩町さんがこの組合に入っていたときでございました。その後、新炉建設、そしてリサイクルセンターの完成、また秋川衛生組合の統合、さまざま大きな事業を進めてこられました。組合議会の皆様、そして管理者側の皆様、関係者の皆様に心から感謝を申し上げますとともに、私自身、議長を受けさせていただきましたその責任の重さを実感しているところでございます。

微力ではございますが、円滑な議会運営と、そしてまたこの組合の発展のために力尽くしてまいりたいと思っております。どうか議員の皆様、そして管理者側の皆様の御指導と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げ、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。



○議長（田中千代子議員） それでは、会議を続けます。

日程第6、専決第2号、専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第2号について御説明申し上げ

げます。

本件につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改定する法律の施行に伴い規定を整備する必要が生じたため、平成 29 年 3 月 27 日付けをもって専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長より説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

専決第 2 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降が具体的な改正条文となっております。例規集は 305 ページからとなります。

初めに、第 9 条の 2 の「育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限」について、第 1 項で、小学校の就学始期に達するまでの子を養育する職員が、養育している子のために請求した場合には、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間における勤務をさせてはならないとしております。

対象となる職員について、改正前は、小学校の就学始期に達するまでの子を養育する「同居の親族」のない職員に限るとしておりましたが、改正後は、「当該職員の事実上、婚姻関係にある者を含めた配偶者で当該子の親であるもの」としたものでございます。

次の第 9 条の 2 第 2 項は、配偶者又は 2 親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により、日常生活に支障がある「要介護者」を介護する職員の深夜勤務の制限について、第 1 項を準用する旨の規定となっております。

次は、「育児又は介護を行う職員の超過勤務」に関して、新たに二つの条を加えたものでございます。

まず、第 9 条の 3 「育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除」として、第 1 項で「3 歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために、請求した場合、公務運営に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないとし、第 2 項では、第 1 項の規定は要介護者を介護する職員に準用する旨、規定しております。

次に、第9条の4の「育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限」として、第1項で、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合、公務運営上に支障がある場合を除き、組合規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならないとしたもので、第2項では、第1項の規定は、要介護者のある職員に準用する旨、規定しております。

次に議案書裏面、第16条の2の「介護時間」についてでございますが、第1項で、職員が申請した場合、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められたときは、1日の勤務時間の一部について勤務しない介護時間を承認することを、第2項は、介護時間について、組合規則で定めるとしております。

なお、介護時間について、組合規則で、勤務時間の始め、又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲で、30分を単位として、介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において、承認するとしております。

最後に附則でございますが、本条例の施行日は、平成29年4月1日ですが、条例第9条の3「超過勤務の免除」、第9条の4「超過勤務の制限」及び第16条の2「介護時間に係る請求等」は、この条例の施行日の前においても行うことができるとしております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第2号、専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第7、専決第3号、専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第3号について御説明を申し上げます。

本件につきましては地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備する必要性が生じたため、平成29年3月27日付けをもって専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めますのでございます。

内容につきましては、事務局長より説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

専決第3号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降が具体的な改正条文となっております。例規集につきましては317の40ページからとなります。

初めに、第2条の2を第2条の3とし、第2条の2として、育児休業の対象となる子の範囲について規定を設けたものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律において、育児休業の対象となる子として、「職員が特別養子縁組の設立に係る監護を現に行う子」及び「養子縁組を前提とした里親である職員に委託されている子」が規定されており、その他これら準ずるものとして、本条例において養育里親である職員に委託をされた児童と定めたものでございます。

次に、第3条は、「再度の育児休業をすることができる特別の事情」について定めたもので、第1号を「育児休業の承認が、産前の休業をはじめ、又は出産したことにより、効力を失ったのち、当該産前の休業又は、出産に係る子が死亡した場合又は、養子縁組等により、職員と別居することになった場合」と改め、第3号を削り、第2号を第3号、第4号を第6号として、新たに三つの号を「特別の事情」として

加えました。

まず、第 2 号として、育児休業をしている職員が、当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認され、育児休業が取り消された後、新たな育児休業に係る子が、死亡、別居した場合、また、児童を里親に委託し、又は、乳児院等の施設に入所させる措置が解除された場合。

次に第 4 号として、育児休業している職員が負傷、疾病又は、精神障害などにより育児休業が取り消された後、当該職員が養育することができる状態に回復した場合。

第 5 号として、育児休業計画書を申し出た場合に限り、育児休業終了後、3 ヶ月を経過した場合」とし、これらを再度の育児休業をすることができることを特別の事情に加えたものでございます。

次に第 8 条において、部分休業を取得できる時間については、取得できる 2 時間から既に承認されている育児時間又は介護時間を減じた時間とした規定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日は平成 29 年 4 月 1 日からですが、第 2 条の 2 に規定する職員による育児休業の承認の請求については、この条例の施行日前においても行うことができるものとしております。

御説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第 3 号、専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第 8、専決第 4 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第 4 号について御説明申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じて、規定を整備する必要が生じたため、平成 29 年 3 月 27 日付けをもって、専決処分いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長より説明させますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。議案書をごらんください。

専決第 4 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右側ページ以降が具体的な改正条文となっております。

それでは改正内容について御説明させていただきます。

例規集につきましては 381 ページからとなります。

本件は、「扶養手当の支給額」、「給料表」等について改正するものでございます。

初めに、第 9 条の扶養手当につきましては配布させていただいております資料をごらんいただければと思います。

配布資料の支給額のとおり、配偶者に係る手当額を父母等に係る手当額と同額まで減額し、それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げるものであり、配偶者に係る手当額の減額が受給者へ及ぼす影響を考慮して、段階的に実施するものでございます。

次に第 10 条第 1 項中の第 3 号及び第 4 号を削り、第 3 項を「扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給額を改定する。」とし、第 1 号から第 5 号までを規定いたします。

第 1 号につきましては、新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者が生じた

場合。

第2号は、扶養の要件を欠く事実が生じた場合。

第3号は、一般職4級職員が一般職4級職員以外の者となった場合。

第4号は、一般職4級職員以外の者が一般職4級職員となった場合。

第5号は、扶養親族たる子が特定期間となった場合と定めております。

次に例規集の411の106ページにございます別表第1の一般職給料表の再任用職員以外の職員の150号給から153号給までを削り、同表備考第3項中に規定にあります「大卒の初任給」に当たります、1給29号給の給料月額を18万1,200円から18万2,700円に改め、別表第1の2の業務職給料表の再任用職員以外の職員の262号給から273号給までを削るものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行日は平成29年4月1日としますが、条例第9条第3項につきましては、平成29年度において、配布資料のとおり、特例措置を設け、改正後の第10条第1項の規定は適用せず、改正前の第10条第1項の効力を有するものとしたものでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。松本ゆき子議員。

○2番（松本ゆき子議員） 私この資料を見て申し上げますが、まず最初に9条3項の内容の問題です。欠配一子のところで、13,500円から9,000円に変えるということで、4,500円少なくなっていますが、減額されるという、中間を見てませんから、私はこの資料を見ただけで今言っています。

13,500円から9,000円、4,500円、一応3分の1削られているという、それはどういう理由から、こういう対象者はどのくらいいらっしゃるのか、把握されているのか、質問します。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） 今組合の一般職員は11人おります。

今回の条例の一部改正につきましては、対象となる職員はおりません。

○議長（田中千代子議員） 松本ゆき子議員。

○2 番（松本ゆき子議員） 例規集にちゃんと書いてありますので、私は質問したわけでございます。

○議長（田中千代子議員） よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） それではこれをもって質疑を終了といたします。

これより議案第 4 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○議長（田中千代子議員） 日程第 9、議案第 5 号西秋川衛生組合監査委員の選任についての件を議題といたします。

山口和彦議員に申し上げます。本件は地方自治法第 117 条の規定により同議員の退場を求めます。

[山口 和彦議員 退場]

○議長（田中千代子議員） これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 5 号について御説明を申し上げます。

本議案につきましては、西秋川衛生組合監査委員のうち、議員選出の監査委員でありました中村賢次議員の任期満了に伴い、後任に檜原村議会議員選出の山口和彦議員を選任をいたしたく、地方自治法の規定により、議会の同意を賜りたく提案するものでございます。

住所、生年月日等につきましては議案書に記載のとおりでございます。よろしく御審議の上、御同意を願いますようお願い申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案 5 号西秋川衛生組合監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

ここで山口和彦議員の入場を求めます。

[山口 和彦議員 入場]

○議長（田中千代子議員） ただいま監査委員に同意されました山口和彦議員から御挨拶をいただきます。

○監査委員（山口 和彦議員） このたび西秋川衛生組合議会選出の監査委員ということで御同意を賜りました山口和彦でございます。

就任にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

組合の運営が一層適正に行われますよう、地方自治における監査の重要性を十分理解し、監査委員として尽力してまいり所存でございますので、議員の皆様方の御協力と御支援を賜りますよう申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

○議長（田中千代子議員） ありがとうございました。

以上をもちまして本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

御協力大変ありがとうございました。

午後 3 時 4 3 分 閉議・閉会

◇

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 田中千代子

西秋川衛生組合議会議副議長 原島 幸次

西秋川衛生組合議会議員 宮野 亨

西秋川衛生組合議会議員 合川 哲夫